

●国内旅行傷害保険の補償内容

対象となる国内旅行	ゆめカードでクレジット決済した国内旅行
-----------	---------------------

1. 保険責任期間

国内旅行傷害保険の責任期間は、下記の料金をゆめカードを利用してクレジット決済したいずれかに該当する旅行期間

- ①公共交通乗用具(※1)に乘客として搭乗している間
- ②旅館・ホテル等に宿泊客として滞在している間(火災または破裂・爆発によるケガのみ対象)
- ③宿泊を伴う募集型企画旅行に参加している間

※1当該公共交通乗用具の乘客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)も含まれます。

2. 補償内容

補償項目(疾病が原因のものは対象外)	保険金額
死亡・後遺障害	3,000万円
入院(最高180日) (フランチャイズ7日(※2))	5,000円
手術保険金	傷害入院日額×倍率
通院(最高90日) (フランチャイズ7日(※2))	3,000円

※2事故日から起算して7日目以降、入院・通院の支払を受けるべき状態にある場合に限り1日目から保険金が支払われます。

◆傷害

下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。
なお、保険適用可否などについては引受保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。

補償項目	傷害		
	死亡・後遺障害	入院保険金・手術保険金	通院保険金
保険金をお支払いする場合	<p>(1)被保険者が公共交通乗用具(航空法・鉄道事業法・海上運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、バス、タクシー、船舶等)に乘客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。当該公共交通乗用具の乘客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)に在る間に限ります)でのケガも含まれます (注)被保険者が乘客として航空機に搭乗する場合は、航空機搭乗者に限り入場が許されている空港構内でケガをした場合も含まれます (2)被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合 (3)被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行(旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するもの)に参加中(募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者(以下「募集型企画旅行者」といいます。))があらかじめ手配した乗車券類などによって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関など(運送・宿泊機関などには、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします。)のサービスの提供を受けることを開始したときから最後の運送・宿泊機関などのサービスの提供を受けることを完了したときまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱のときから復帰のときまでの間またはその離脱のときから後は募集型企画旅行に参加していないものとします。)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合</p>		
お支払いする保険金	<p>上記「保険金をお支払いする場合」の(1)～(3)により被ったケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に下記①②の場合、①死亡保険金、②後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>①死亡した場合 ②後遺障害が生じた場合 (後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%)</p>	<p>上記「保険金をお支払いする場合」の(1)～(3)により被ったケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に下記③④の場合、③入院保険金、④手術保険金をお支払いします。</p> <p>③入院した場合(フランチャイズ7日(注)、ただし、事故の日から180日限度) ④ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療を直接の目的として手術を受けられた場合 (入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額。ただし1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。)</p>	<p>上記「保険金をお支払いする場合」の(1)～(3)により被ったケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に⑤の場合、通院保険金をお支払いします。</p> <p>⑤通院した場合(フランチャイズ7日(注)、ただし、事故の日から180日以内の通院で、1事故対し90日限度)</p>
保険金をお支払いしない主な場合	<p>たとえば、 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③放射線照射、放射能汚染 ④無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ⑤けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑥脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除く)によるケガ ⑦地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波によるケガ ⑧ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</p>		

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。